**日本保健医療大学（幸手南ｷｬﾝﾊﾟｽ）グラウンド施設開放について**

学校法人共済学院日本保健医療大学（幸手南キャンパス）グラウンドを幸手市のスポーツ団体に開放いたします。

**１　利用日時について**

土曜日と日曜日　午前９時から午後５時まで（なお、日本保健医療大学が使用する日及び祝日を除く。）

　※１団体に対し、原則として月２回までの利用とする。

**２　対象団体（登録条件等）について**

①　原則として、１０人以上で構成される団体で、構成員のうち市内に在住又は在勤の者が半数以上であること。

②　スポーツ活動又は地域コミュニティ活動を目的とした非営利団体であること。

③　団体の代表者が、市内に住所を有する者であること。

④　利用者の危険防止及びグラウンド施設設備の管理に当たる指導者（１名以上）が選任できること。

⑤　グラウンド施設の維持管理活動に積極的に参加し、協力できること。

⑥　日本保健医療大学施設等の貸し出し規程の注意事項を遵守できること。

|  |
| --- |
| **○日本保健医療大学施設等の貸し出し規程の注意事項**  ①　大学敷地内は、禁酒禁煙とする。  ②　危険物等は、持ち込まないこと。  ③　簡単に撤去できるもの以外は持ち込まないこと。  ④　近隣等に迷惑がかかる行為をしないこと。  ⑤　駐車場を使用する場合は、事前に使用する台数を届け出て、許可を受けること。  ⑥　許可を受けた施設以外は、立ち入らないこと。  ⑦　施設の使用後は、清掃の上、原状に戻すこと。また、ゴミは持ち帰ること。  ⑧　使用許可を得た施設等のまた貸しをしないこと。  ⑨　一度、使用許可された内容に変更があったときは、事前に申し出て再度変更許可申請を行なうこと。  ⑩　日本保健医療大学幸手南キャンパスグラウンド施設等の使用に関して、学校法人共済学院日本保健医療大学職員からの指示に従うこと。 |

**３　登録及び利用手順について**

利用者（スポーツ団体）

　　　　　※日本保健医療大学（幸手南キャンパス）グラウンド利用団体登録申請書を幸手市教育委員会へ申請する。

協 議

日本保健医療大学

幸手市教育委員会

　　　　　　※日本保健医療大学（幸手南キャンパス）グラウンド利用団体として　登録し、学校法人共済学院日本保健医療大学へ推薦する。

利用者（スポーツ団体）

　　　　　　※日本保健医療大学幸手南キャンパス事務室に、施設利用日の前月

の「１日～１０日」までに利用申請書を提出する。

日本保健医療大学

　　　　　※学校法人共済学院日本保健医療大学は、「日本保健医療大学施設等

の貸し出し規程」に基づき、施設の利用許可をする。

利用者（スポーツ団体）

**問合せ　幸手市教育委員会教育部社会教育課　スポーツ振興担当**

**電話０４８０－４３－１１１１　内線６４４・６４５**